

福岡地方最低賃金審議会資料

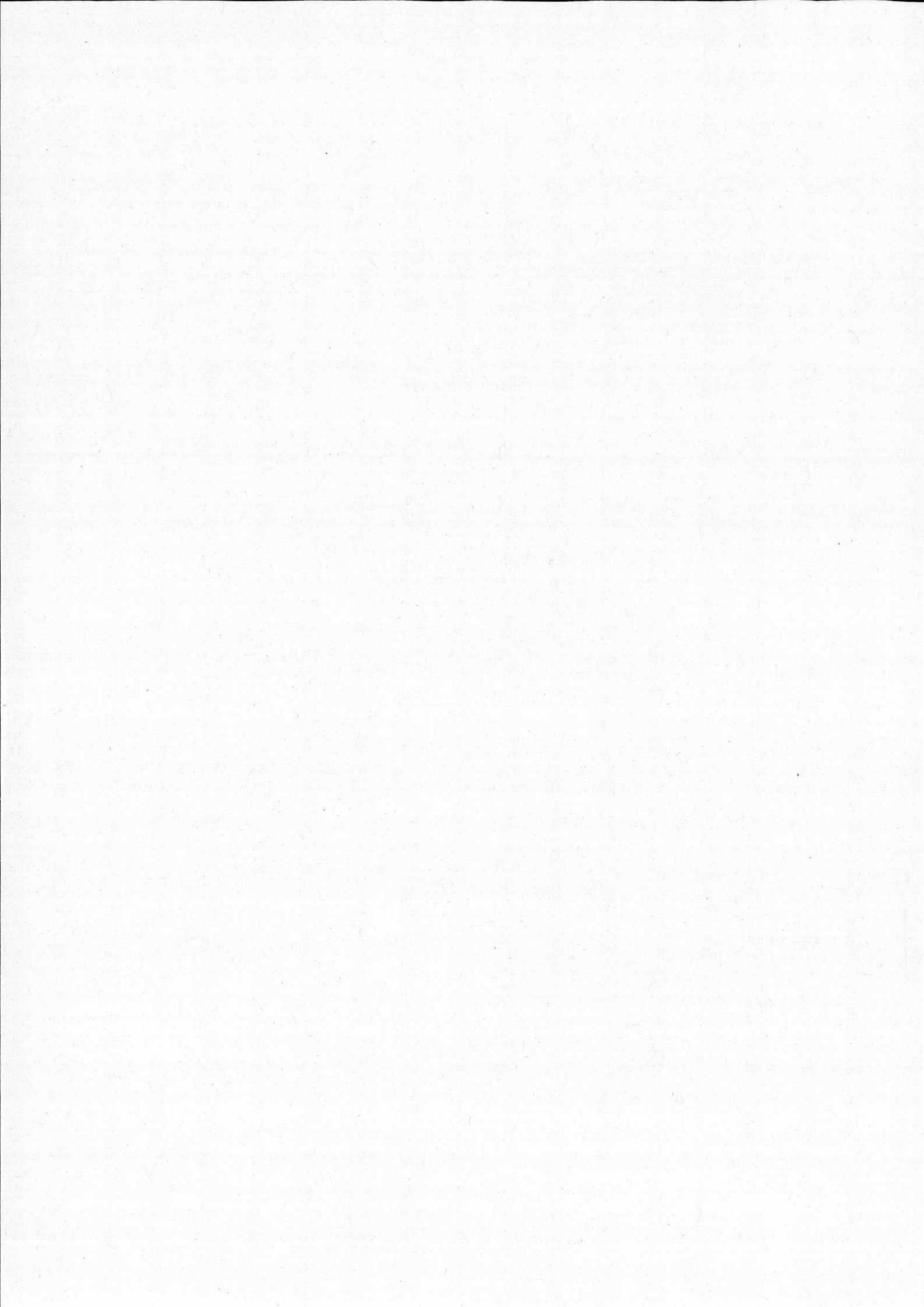
I 最低賃金関連等

- 福岡県最低賃金の推移
- 働き方改革実行計画
- 経済財政運営と改革の基本方針 2021
- 福岡県議会における動き

II 経済・雇用情勢等

令和3年6月24日（木）

福岡労働局



別冊 I

「最低賃金関連等」

目 次

資料No.1	福岡県最低賃金改正の推移（福岡労働局）・・・・・・・・・・	1
資料No.2	働き方改革実行計画《関係部分抜粋》 （平成29年3月28日付：「働き方改革実現会議」決定）・・・	3
資料No.3-1	経済財政運営と改革の基本方針2021（仮称・原案【抄】） （「令和3年第8回経済財政諮問会議」資料）・・・・・・・・・・	7
資料No.3-2	令和3年第8回経済財政諮問会議（令和3年6月9日開催） 菅総理大臣前述文（首相官邸ホームページ）・・・・・・・・・・	9
資料No.3-3	経済財政運営と改革の基本方針2021【抄】 （令和3年6月18日閣議決定）・・・・・・・・・・	11
資料No.4	最低賃金の引上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関 する意見書（福岡県ホームページ）・・・・・・・・・・ 《令和2年12月18日付：福岡県議会「令和2年12月定例会」》	15

福岡県の最低賃金改正の推移

福岡労働局

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率
福岡県 最低賃金	692	1.76%	695	0.43%	701	0.86%	712	1.57%	727	2.11%	743	2.20%	765	2.96%	789	3.14%	814	3.17%	841	3.32%	842	0.12%
	C		C		C		C		C		C		C		C		C		C		C	
	10		1		4		10		14		16		22		24		25		26			
	対目安 対目安 発効日	+2	+2	+2			+1				±0		±0		±0		±0		+1			+1
	H22.10.22		H23.10.15	H24.10.13		H25.10.18		H26.10.5		H27.10.4		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R元 10.1		R元 10.1		R2.10.1
製鉄業 製鋼・製鋼圧 延業・鋼材 製造業 最低賃金	824	2.23%	828	0.49%	835	0.85%	848	1.56%	865	2.00%	881	1.85%	903	2.50%	927	2.66%	950	2.48%	975	2.63%	976	0.10%
	18		4		7		13		17		16		22		24		23		25			1
	119.08%		119.14%		119.12%		119.10%		118.98%		118.57%		118.04%		117.49%		116.71%		115.93%		115.91%	
	対目安 対目安 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元 12.10		R元 12.10		R2.12.10
電子部品・子八 イス・電子回 路・電気機械器 具・情報通信機 械器具製造業 最低賃金	782	1.43%	786	0.51%	793	0.89%	806	1.64%	821	1.86%	837	1.95%	857	2.39%	881	2.80%	905	2.72%	926	2.32%	927	0.11%
	11		4		7		13		15		16		20		24		24		21			1
	113.01%		113.09%		113.12%		113.20%		112.93%		112.65%		112.03%		111.66%		111.18%		110.11%		110.10%	
	対目安 対目安 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元 12.10		R元 12.10		R2.12.10
輸送用機械 器具製造業 最低賃金	805	1.64%	809	0.50%	816	0.87%	828	1.47%	844	1.93%	860	1.90%	880	2.33%	902	2.50%	923	2.33%	944	2.28%	944	0.00%
	13		4		7		12		16		16		20		22		21		21			0
	116.33%		116.40%		116.41%		116.29%		116.09%		115.75%		115.03%		114.32%		113.39%		112.25%		112.11%	
	対目安 対目安 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元 12.10		R元 12.10		R元 12.10
百貨店 総合・小- 最低賃金	755	1.34%	758	0.40%	764	0.79%	775	1.44%	790	1.94%	802	1.52%	824	2.74%	846	2.67%	867	2.48%	889	2.54%	889	0.00%
	10		3		6		11		15		12		22		22		21		22			0
	109.10%		109.06%		108.99%		108.85%		108.67%		107.94%		107.71%		107.22%		106.51%		105.71%		105.58%	
	対目安 対目安 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元 12.10		R元 12.10		R元 12.10
自動車 (新車) 小売業 最低賃金	797	1.40%	800	0.38%	807	0.88%	819	1.49%	834	1.83%	850	1.92%	870	2.35%	892	2.53%	915	2.58%	940	2.73%	941	0.11%
	11		3		7		12		15		16		20		22		23		25			1
	115.17%		115.11%		115.12%		115.03%		114.72%		114.40%		113.73%		113.05%		112.41%		111.77%		111.76%	
	対目安 対目安 発効日	H22.12.10	H23.12.10	H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元 12.10		R元 12.10		R2.12.10

働き方改革実行計画
(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)

<関係部分抜粋>

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

(1) 経済社会の現状

4年間のアベノミクス（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）は、大きな成果を生み出した。名目 GDP は 47 兆円増加し、9%成長した。長らく言葉すら忘れられていたベースアップが4年連続で実現しつつある。有効求人倍率は 25 年ぶりの高い水準となり、史上初めて 47 全ての都道府県で 1 倍を超えた。正規雇用も一昨年増加に転じ、26 か月連続で前年を上回る勢いである。格差を示す指標である相対的貧困率が足元で減少しており、特に調査開始以来一貫して増加していた子供の相対的貧困率は初めて減少に転じた。日本経済はデフレ脱却が見えてきており、実質賃金は増加傾向にある。

（中略）

(2) 今後の取組の基本的考え方

日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革である。「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革である。多くの人々が、働き方改革を進めていくことは、人々のワーク・ライフ・バランスにとっても、生産性にとっても好ましいと認識しながら、これまでトータルな形で本格的改革に着手することができてこなかった。その変革には、社会を変えるエネルギーが必要である。

安倍内閣は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものである。

改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである。多様な働き方が可能な中において、自分の未来を自ら創っていくことができる社会を創る。意欲ある方々に多様なチャンスを生み出す。

日本の労働制度と働き方には、労働参加、子育てや介護等との両立、転職・再就職、副業・兼業など様々な課題があることに加え、労働生産性の向上を阻む諸問題がある。「正規」、「非正規」という2つの働き方の不合理な処遇の差は、正当な処遇がなされていないという気持ちを「非正規」労働者に起

こさせ、頑張ろうという意欲をなくす。これに対し、正規と非正規の理由なき格差を埋めていけば、自分の能力を評価されていると納得感が生じる。納得感は労働者が働くモチベーションを誘引するインセンティブとして重要であり、それによって労働生産性が向上していく。また、長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になっている。これに対し、長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、どのように働いてもらうかに関心を高め、単位時間（マンアワー）当たりの労働生産性向上につながる。さらに、単線型の日本のキャリアパスでは、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。これに対し、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、労働者が自分に合った働き方を選択して自らキャリアを設計できるようになり、付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にもつながる。

働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段である。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。個人の所得拡大、企業の生産性と収益力の向上、国の経済成長が同時に達成される。すなわち、働き方改革は、社会問題であるとともに、経済問題であり、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革である。

雇用情勢が好転している今こそ、働き方改革を一気に進める大きなチャンスである。政労使が正に3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要である。多様かつ柔軟な働き方が選択可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。世の中から「非正規」という言葉を一扫していく。そして、長時間労働を自慢するかのような風潮が蔓延・常識化している現状を変えていく。さらに、単線型の日本のキャリアパスを変えていく。

人々が人生を豊かに生きていく。中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。そうなれば、日本の出生率は改善していく。働く人々の視点に立った働き方改革を、着実に進めていく。

(中略)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を

作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

また、中小・小規模事業者の取引条件を改善するため、50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直した。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とする。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定した。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。産業界には、これを踏まえた自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求めていく。このフォローアップのため、全国に配置する下請けGメン（取引調査員）による年間2,000件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討し、実施する。

(2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。具体的には、賃上げに積極的な事業者を、税額控除の拡充により後押しする。また、生産性向上に資する人事評価制度や賃金制度を整備し、生産性向上と賃上げを実現した企業への助成制度を創設する。

さらに、生産性向上に取り組む企業等への支援を充実させるため、雇用保険法を改正して雇用安定事業と能力開発事業の理念に生産性向上に資することを追加するとともに、雇用関係助成金に生産性要件を設定し、金融機関との連携強化を図るなどの改革を行う。

[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page]



経済財政運営と改革の基本方針 2021（仮称）（原案）【抄】
〔令和3年6月9日〕

【目次】

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン
（以下、略）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

1. グリーン社会の実現
（略）
2. 官民挙げたデジタル化の加速
（略）
3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り ～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～
 - (1) 地方への新たな人の流れの促進
 - (2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出
 - (3) 賃上げを通じた経済の底上げ
 - (4) 観光・インバウンドの再生
 - (5) 輸出を始めとした農林水産業の成長産業化
 - (6) スポーツ・文化芸術の振興
 - (7) スマートシティを軸にした多核連携の加速
 - (8) 分散型国づくりと個性を生かした地域づくり

（以下、略）

【本文】（目次にかかる太字および下線にかかる部分のみを抜粋）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り
～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～

感染症を契機とした地方への関心の高まり、テレワーク拡大、デジタル化といった変化を後押しして地方への大きな人の流れを生み出し、新たな地方創生を展開し、東京一極集中を是正する。活力ある地方を創り、地方の所得を引き上げ、日本全体を元気にしていく。

- (1) 地方への新たな人の流れの促進
（略）

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業継承・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需指導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、さらに感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠である。雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績(※注)を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。

また、本年4月に中小企業へ適用が拡大した「同一労働同一賃金」に基づき、非正規雇用の処遇改善を推進するとともに、非正規雇用の正規化を支援する。

(以下、略)

(※注)の解説:「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「最低賃金については、年率 3%程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」と記載。それ以降、最低賃金額の全国加重平均は対前年比で、2016 年 3.1%、2017 年 3.0%、2018 年 3.1%、2019 年 3.1%と引き上げられている。なお、2020 年は、0.1%の引上げとなった。

以 上

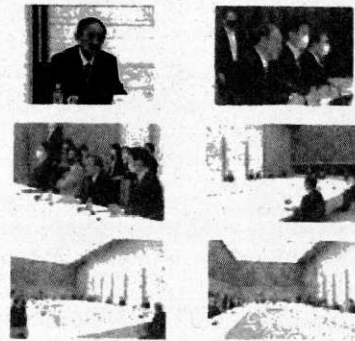


資料NO. 3-2

令和3年6月9日 経済財政諮問会議



発言する菅総理1



令和3年6月9日、菅総理は、総理大臣官邸で令和3年第8回経済財政諮問会議を開催しました。会議では、経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）に向けて、について議論が行われました。総理は、本日の議論を踏まえ、次のように述べました。

「本日は、骨太方針の原案について議論を行いました。」

まずは新型コロナ対策に最優先で取り組みながら、特にグリーン、デジタル、地方、子供、この4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を目指すことにいたします。

今後、早期に経済を回復させるためには、賃上げにより所得を引き上げ、消費を拡大するという経済の好循環を実現する必要があります。新型コロナによって広がった格差を是正するためにも、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組みます。

不妊治療の保険適用、保育サービスの拡充、児童虐待の防止など、少子化対策、子育て支援に取り組みます。年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排して、課題に総合的に対応するため、新たな行政組織の創設に向けて、早急に検討に着手します。

新型コロナの中で明らかになった新たな課題にも、対処してまいります。感染症によって、言わば有事の状況となった場合の、病床や医療人材の確保、より早期に治療薬やワクチンの実用化を可能とするための仕組みなどについて、法的措置を速やかに検討します。

成長志向の政策を進めながら、経済あつての財政の考え方で、プライマリーバランス黒字化などの財政健全化の目標を達成し、これまでの歳出改革努力を続けてまいります。

今後、この原案に基づいて、今月中旬に骨太方針を決定する予定です。政策の大きな方向性を示すものとなるよう、各大臣においては、御検討をよろしくお願いいたします。」

経済財政運営と改革の基本方針2021について

〔 令和3年6月18日 〕
〔 閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針2021を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2021

日本の未来を拓く 4つの原動力

～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～

令和3年6月18日

経済財政運営と改革の基本方針 2021

(目次)

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服と ポストコロナの経済社会のビジョン ————— 1

1. 経済の現状と課題
2. 未来に向けた変化と構造改革
3. ポストコロナの経済社会のビジョン
4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組
 - (1) 感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築
 - (2) 経済好循環の加速・拡大
5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興
 - (1) 防災・減災、国土強靱化
 - (2) 東日本大震災等からの復興

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ ————— 8

1. グリーン社会の実現
 - (1) グリーン成長戦略による民間投資・イノベーションの喚起
 - (2) 脱炭素化に向けたエネルギー・資源政策
 - (3) 成長に資するカーボンプライシングの活用
2. 官民挙げたデジタル化の加速
 - (1) デジタル・ガバメントの確立
 - (2) 民間部門におけるDXの加速
 - (3) デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策
3. 日本全体を元気にする活力ある地方創り～新たな地方創生の展開と分散型国づくり～
 - (1) 地方への新たな人の流れの促進
 - (2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出
 - (3) 賃上げを通じた経済の底上げ
 - (4) 観光・インバウンドの再生

(1) 地方への新たな人の流れの促進

地方の中小企業等への就業、就農、事業承継、起業等をきっかけとして、地方をフロンティアと捉える都市部人材が地方に移住・定着できるよう取り組む。このため、地域経済活性化支援機構の人材リストを早期に1万人規模へ拡充しつつ、地銀等の人材仲介機能を強化し、地域活性化起業人制度等と連携する。地域おこし協力隊等を充実させ、地方自治体の移住支援体制を強化する。地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、サテライトオフィスの整備・利用促進、立地円滑化を推進する。

関係人口の拡大に向けて、ふるさと納税等の地域の取組⁵⁰を後押しする。多様な二地域居住・多拠点居住を促進するため、保育・教育等の住民票・居住地と紐づいたサービスの提供や個人の負担の在り方を整理・検討し、地方自治体向けのガイドラインを本年度中に策定するとともに、空き家・空き地バンクの拡大・活用等を推進する。

(2) 活力ある中堅・中小企業・小規模事業者の創出

感染症の影響下の変化に対応し、経済の底上げを図る地域を中心に、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し思い切った支援を行う。支援策の申請手続の電子化、支援機関や専門家の見える化、民間の支援ビジネスとの連携による経営支援体制の整備を行う。デジタル等の無形資産投資、EC活用や信用供与等を通じた輸出などの海外展開の促進や人材の確保・育成等により、中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促す。また、地域の女性起業家、社会起業家等を支援するとともに、中小企業等の事業承継・再生の円滑化のための環境を整備すること等により、地域コミュニティの持続的発展を支援する。こうした中小企業支援策について効果的・効率的に行うとともに、中小企業への周知の強化を図る。

下請中小企業における労務費等の上昇を取引価格に円滑に転嫁できるよう、大企業と中小企業のパートナーシップ構築⁵¹を推進するとともに、特定の期間を設定して下請取引の特別調査を行うこと等により下請取引の価格交渉を推進する。あわせて、官公需において労務費の円滑な価格転嫁を図るため、官公庁が最低賃金額の改定を踏まえて契約金額に関して必要な確認を行う措置を適切に講ずる。

(3) 賃上げを通じた経済の底上げ

民需主導で早期の経済回復を図るため、賃上げの原資となる企業の付加価値創出力の強化、雇用増や賃上げなど所得拡大を促す税制措置等により、賃上げの流れの継続に取り組む。我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も

⁵⁰ 例えば、「ふるさと住民票」、ふるさと住民登録制度、森林・田畑等のオーナー制度等の地域の取組がある。

⁵¹ 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議では、労務費等の価格転嫁に関し、大企業と中小企業の協議を促進し、共に成長できる持続可能な関係を構築することを目的としている。

ホームページ > 本会議の情報 > 令和2年12月定例会 > 最低賃金の引上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関する意見書

最低賃金の引上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充に関する意見書

[通常ページへ戻る](#)

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により極めて厳しい状況にある。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の中にも厳しい状況が見られます。経済を回復させるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の引上げが不可欠である。しかしながら、2020年度は、新型コロナウイルスの影響を受け、最低賃金の全国加重平均は901円から1円引上げの902円にとどまった。

また、最低賃金は、都道府県ごとに4ランクに分けられ、最も高い東京は1013円であるのに対し、本県は842円、最も低い地域は792円となり、地域間格差は最大で221円である。このままでは地方の労働力が都市部へ流出しかねないため、最低賃金改定の際には、これ以上地域間格差を拡大させないことも重要である。併せて最低賃金の引上げに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響の大きさを考慮し、とりわけ、経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な努力をしている地域の中小企業への支援の強化が求められる。

よって、国におかれては、最低賃金の引上げとコロナ禍における中小企業支援の拡充のため、次の施策を実施するよう強く求める。

- 1 適切かつ着実な最低賃金引上げの継続及び地域間格差の是正を図ること
- 2 持続化給付金・家賃支援給付金制度の継続等見直しを図ること
- 3 事業者に対する税や社会保険料を減免すること
- 4 自衛要請・感染拡大防止に協力した事業者に対する経済的支援及び休業要請を行った際の補償をすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月18日

福岡県議会議長 吉松 源昭

- 衆議院議長 大島理森 殿
- 参議院議長 山東昭子 殿
- 内閣総理大臣 菅義偉 殿
- 厚生労働大臣 田村憲久 殿
- 経済産業大臣 梶山弘志 殿
- 内閣官房長官 加藤勝信 殿
- 経済再生担当大臣 西村康稔 殿

1つ前のページに戻る

[このページの先頭へ](#)